

○多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月28日

規則第14号

改正 平成30年3月12日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年多賀城市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(暴力団員等の排除)

第2条 条例第3条第5項のその他これに準ずる者は、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定地域密着型サービス事業の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

(記録の整備)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、条例第42条第1項、第58条第1項、第59条の19第1項、第59条の20の2において準用する第59条の19第1項、第59条の37第1項、第79条第1項、第107条第1項、第127条第1項、第148条第1項、第176条第1項、第189条において準用する第176条第1項、第201条第1項の規定に基づき整備した諸記録のうち、次に掲げるものについては、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 従業者の勤務の体制についての記録

(2) 地域密着型介護サービス費を請求するために審査支払機関（市又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険連合会をいう。）に提出した記録

（一部改正〔平成30年規則16号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録について適用する。

附 則（平成30年3月12日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定による改正後の多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。